

○国家公安委員会告示第七十号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があつたので、国際連合安全保障理事会決議第1116号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成11年法律第百二十一号)第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成11年1月8日 国家公安委員会委員長 小此木八郎

名簿記載者公告番号 QE-29 (ラシュカル・イ・ジャングヴィ (LASHKARI JHANGVI (LJ)))

1 変更前

名簿に記載された年月日 2003年2月3日 (2011年12月13日に改訂)

その他参考となるべき事項 主にパキスタンのパンジャブ州及びカラチ市に拠点を置く。2010年に活動が禁止されたが、パキスタンにおいて活動的である。安全保障理事会決議第1822号(2008年)に基づく見直しは2010年6月21日に終了した。

2 変更後

名簿に記載された年月日 2003年2月3日 (2011年12月13日及び2017年11月20日に改訂)

その他参考となるべき事項 主にパキスタンのパンジャブ州及びカラチ市に拠点を置く。2010年に活動が禁止されたが、パキスタンにおいて活動的である。安全保障理事会決議第2161号(2014年)に基づく見直しは2016年12月23日に終了した。同人に対するインテラポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/en/notice/search/une/5282017>